

秋田県公文書館企画展

# 秋田藩の家臣団

系図の編纂と分限帳



期 間 ●前期 平成12年 8月29日(火)～ 9月22日(金)  
●後期 10月24日(火)～11月18日(土)  
会 場 ●秋田県公文書館特別展示室

# 開展にあたって

今年は関ヶ原の戦いから、四〇〇年目である。この戦いの結果、常陸の大大名で平安以来の名族である佐竹氏は、滅封の上、秋田へ国替となった。その家臣団は、常陸以来の家臣もいれば、秋田転封後の地元出身者もあり、戦国の流浪の果てに仕えた者もいる。それらの系譜を明らかにするために、秋田藩ではしばしば藩士に系図を提出させた。元禄期の系図編纂は、秋田藩家蔵文書や佐竹家譜等の編纂物を生み、藩士の系図の集大成として諸士系図を完成させた。また、文化期の系図編纂は国典類抄の編纂へとつながった。

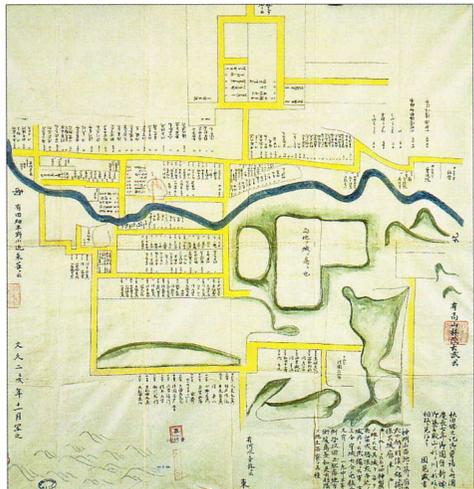
当館に大量に保存されている系図群は、秋田藩士のルーツをたどる際の必須の史料群である。今回の展示では、系図編纂のあり方や系図そのものの分析を通して、これまで明らかにされてこなかった秋田藩の家臣団の実態に迫ろうとするものである。

## 佐竹氏の秋田入部

慶長七年（一六〇二）九月、常陸から国替となった佐竹氏は秋田に入部する。義宣は、父義重を始め、北・東・南・小場などの一族や重臣を、六郷・角館・松山・十二所など領内の拠点に配置し、自らは土崎湊に入った。これら領内に配置された有力家臣が所預として各地を支配していくことになる。与えられた領地は、出羽国の六郡のほか、飛地の下野国の一部を含め、二〇万五八一八石であった。この間の事情は「義宣家譜」によって知ることができる。時に義宣



六十余州切絵図 出羽国



国替当座絵図

は三十三歳であった。翌、慶長八年五月に義宣は久保田に城を築き、家臣をその周囲に配置して城下町を建設していく。久保田の城を秋田城と称し、移り住んだのは翌九年八月二十八日であった。築城当時の久保田周辺の状況は、国替当座の絵図によって知ることができる。旭川を取り込んで濠とし、それを境として武家町である内町と町人町の外町に分けられ、その外側には寺を配置して寺町を形成した。

こうして、秋田の町は、四〇〇年前に佐竹氏によって作られていったのである。



# 秋田藩の家臣団

家臣団の構成は、分限帳ぶんげんちやうによって知ることができる。ある時点で家臣団全員を、石高とともに記したものが、分限帳である。五、四万石の常陸時代に抱えていた大量の家臣は、二、二万石の秋田の地にすべて従って来たわけでは

なく、下級の武士や一族で常陸に残されたものも多かった。また、中世に秋田を支配していた秋田氏や小野寺氏などに仕えていた家臣の中にも、そのまま秋田に残り、新しい領主である佐竹氏に仕えた者もいた。それら一族の過去の歴史を知ることができるのが系図である。

寛永・宝永・明治の分限帳から家臣団の人数をみると、当初一〇〇〇人前後と見られ、その後二〇〇〇人近くに増加していったと考えられる。

また、宝永五年（一七〇八）段階の家臣総数は一七五六名で、宝永二年段階での秋田領内総人数の三六万八〇一六人と比較すると、その〇・五%を占めるに過ぎない。次に、家臣団の構成を見ても、門閥の首位である「引渡」ひきわた、「譜代の重臣・功臣である「廻座」まわりざ」、一

五〇石以上で由緒ある家筋として「二騎」、さらにその下に七〇石以上の「駄輩」、三〇石以上の「不肖」、さらに「歩行」、「徒並」、「足軽」と続き、家格に応じたピラミッド形となっている。

古い家柄である佐竹家中においては、一族・門閥の力が強かった。三の丸中土橋の左右に広大な屋敷地を持つ梅津・渋江両氏も、戦国期に大功を立てたとはいえ、義宣の代からの新しい家臣であるため、家老を多く輩出しながら、家

	寛永4年 (1627)	宝永5年 (1708)	明治元年 (1868)
久保田	549	964	1296
館沢	82	141	122
横手	—	83	84
山手	110	242	222
角館	25	59	45
十二所	42	92	100
院内	61	95	102
刈和野	—	15	17
角間川	19	21	23
計	888	1756	2076

## 秋田藩家臣団の推移

格としては廻座にとどまっている。

実際の状況を、宝永五年の石高控から、家臣団の石高別の内訳を見てみると、以下の通りである。

- 一〇〇〇石以上・・・七人
  - 五〇〇〇石以上・・・七人
  - 四〇〇〇石以上・・・三人
  - 三〇〇〇石以上・・・二人
  - 二〇〇〇石以上・・・一人
  - 一〇〇〇石以上・・・一人
  - 一五〇石以上・・・二九四人
  - 七〇石以上・・・四一五人
  - 三〇石以上・・・六二九人
  - 三〇石未満・・・三八三人
  - 一〇石きざみで最も多いのは、一〇〜二〇石の二〇二人で、次いで三〇〜四〇石、五〇〜六〇石と続く。これらの家臣は、久保田にその過半数がいるが、それ以外にも領内の要所に配置されている。
- 元和六年（一六二〇）に一国一城令によって、久保田以外の支城は廃止されたが、所預・組下持の置かれた各地（大館・湯沢・横手・松山・角館・十二所・院内・刈和野・角間川）は、給人町として家臣を配置して支配した。久保田が佐竹氏の城下町として整備されていく一方、これらの町も武家町として徐々に整備されていった。

# 系図提出・編纂関係略年表

藩主	和暦(西暦)	出来事	※典拠史料
①義宣	慶長5(1600) 慶長7(1602)	「関ヶ原の戦い」 佐竹氏秋田入部	※「義宣家譜」、「国典類抄」前篇軍部2
②義隆	寛永20(1643) 寛文年間	「幕府による「寛永諸家系図伝」の編纂」 幕紋改め、家中系図の書上(系図類は元禄期に焼却か?) →家老戸村義国中心、実務担当根田俊与	※「佐竹惣系図」奥書(AO288.2-1)
③義處	元禄9(1696)	「佐竹家中総系図」編纂(根田俊与) 戸村義国死去→系図取りまとめ中断	
④義格	宝永6(1709)	系図・古文書・古記録・寛書の提出命令	※「国典類抄」前篇嘉部38
⑤義峯	享保5(1720) 享保10(1725) 享保12(1727)	大和田時胤・中村光得の常陸調査 文書所の設置(文書改奉行・岡本元朝) →「元禄家伝文書」の収集・吟味、秋田史館の青印状発行 佐竹一門への分流証文・分流系図の下付 「秋田藩家蔵文書」のうち諸士文書45冊編纂	※「金砂日記」(14-117)
⑧義敦	天和3(1766)	文書提出命令→提出形態を豎帖に統一	※「明和年中御書物再吟味之節拍」(県A-89)
⑨義和	安永7(1778) 安永8(1779) 寛政4(1792) 寛政8(1796)	「佐竹系図」完成(木村松軒清書) 藩政改革(今宮義透中心)→文書所が記録所となり縮小 「佐竹家譜」23篇、「諸士系図」25冊完成	※町触控 4(A317-57-5) " 13(A317-57-14) " (文書返却等) " 16(A317-57-17)
⑩義厚	文化2(1805) 文化13(1816) 文政2(1819) 天保5(1834)	文書提出命令→提出形態を豎帖に統一 ※「明和年中御書物再吟味之節拍」(県A-89) 久保田城本丸焼失 被仰渡(文書再提出) " (系図吟味等) " (文書返却等) →明和~寛政年間提出の文書に青印状を添え返却	※「御青印控草稿」(県A-124)
⑫義堯	明治4(1871) 明治6(1873)	被仰渡(系図提出) 「国典類抄」前篇232冊完成 「国典類抄」後編242冊完成 「御亀鑑」115冊完成	※「被仰渡控帳」(AS280-3-14)
		「廃藩置県」 「士族平民細短冊」の編纂	※「管内布達留」(公文書11038)

## 系図の編纂

反徳川の大名として転封された佐竹氏にとって、秋田入部以前の記録はほとんど残されていなかった。現在でも茨城県には常陸時代の佐竹氏関係史料はほとんど残されていない。

寛永期に始まる幕府の系図編纂の動きにあわせて、自らの系譜の

編纂の必要に迫られた佐竹氏は、その基となるべき史料を、故地である常陸に残された記録と、家臣が家蔵する古文書・口上書や系図類に求めた。

秋田藩の系図編纂の動きは、寛文年間に家老・戸村義国を中心に始められた。系図・幕紋を偽作して華美に飾り立てたり、嫡庶を争ったりするものが多くなったため、それらを改めるを目的とした。

入部後半世紀が経ち、久保田を始め各地の武家町も整備され、家臣団を把握する必要に迫られたのが真の目的であろう。

しかし、この事業は戸村義国の死去とともに中断し、その当時の系図は残されなかった。

その後、佐竹家自身の家譜の編纂の必要から、岡本元朝を中心にした元禄の系図編纂が始まり、本格的に系図や家蔵古文書の収集が行われることになった。この事業は、秋田藩の修史事業として「佐竹家譜」の編纂へと結びつき、中世の貴重な史料群として全国的に有名な「秋田藩家蔵文書」を後世に残すことになる。



分限帳

わらぬ役割を果たした。

しかし、彼の死後、享保期にはいると、修史事業は家譜と諸士系図の編纂によって終了し、今宮義透の緊縮財政の改革の中で長い停滞期を迎える。

次の系図編纂の時期は、文化年間である。このとき提出された系図は、元禄期に原本を返却して再編集したのと違い、同じ形態に統一されており、そのまま藩士の系図として保存され、現在に残されている。修史事業の厳密性は元禄期に劣る一方で、この時期には、「国典類抄」・「御亀鑑」という秋田藩の公式歴史書が編纂された。

さらに、幕末になると、農民から武士に上昇する層が現れ、明治初年には家禄支給のため、各家の家系の歴史的裏付けが必要となった。それが明細短冊や最後の分限帳の編纂へとつながっていく。

● 諸士系図一覽

巻数	頭文字	収録人数	おもな収録氏名	( ) は同姓の人数
1	イ上	6 5	石井(33)、石垣(2)、飯村(2)、石橋(2)、伊藤(13)、泉(8)ほか	
2	イ下	5 6	石川(18)、糸井(4)、石塚、岩間、飯塚(2)、岩堀(3)、池田(2)ほか	
3	ロ	1	六郷	
	ハ	4 8	芳賀(13)、橋本(5)、羽生(2)、堀(2)、林(6)、幡江(3)ほか	
	ニ	1 0	西野(3)、西村(2)、仁平、丹生、西室(2)、西島	
4	ホ	1 7	細井(2)、北條(3)、堀尾、星野、堀口、本間、星、堀江(2)ほか	
	ヘ	1	逸見	
	ト	2 8	豊間(2)、豊田(8)、戸嶋(2)、土野塚(2)、鶴田、戸崎、戸澤ほか	
	チ	4	茅根(2)、筑和、千代	
	ヌ	5	沼井、布川、沼田(3)	
5	オ	8 9	岡本(3)、小貫(3)、大山(3)、大窪(4)、大縄(3)、落合(3)ほか	
6	ワ	3 2	和田(3)、巨理、渡部(15)、渡邊、若林(2)、若木(3)、和知(5)ほか	
7	カ	6 6	河又(2)、加藤(7)、片岡(9)、川野(4)、軽部(2)、金子(2)ほか	
8	キ	2 5	横田、吉原、吉成(8)、吉田(4)、横山(4)、吉村、横塚、吉澤ほか	
9	ク	7 5	田中(8)、田崎(3)、武石(3)、田所(3)、高橋(8)、高階(8)ほか	
10	ソ	2	添田(2)	
	ツ	8	辻、築地、土屋、網木、津村、園谷、椿田、角田	
	ネ	2 0	根本(17)、根元(2)、根岸	
11	ナ	5 6	中川(3)、中田(9)、滑川(3)、中村(7)、長山(6)、永井(3)ほか	
12	ム	7	迎、村山(2)、村野、村上、村井、武藤	
	ウ	2 2	宇都宮、鷺沼、打越、臼井(2)、宇野(3)、上原、植田、内海ほか	
13	ノ	5	野尻、野上(2)、登坂、延生	
	ク	2 6	黒澤(3)、黒沢(5)、鯨岡、國安(2)、熊谷(4)、熊澤、工藤(2)ほか	
14	ヤ	4 9	箭田野、八木(2)、築(2)、野内(7)、山崎(9)、安土(4)ほか	
15	マ	2 7	松塚、前澤、眞宮、町田、松本(4)、益子(8)、曲木、斑目ほか	
16	ケ	1	経徳	
	フ	2 6	船尾、深谷(3)、福地(4)、船木、深見、深堀、藤田(3)、船田ほか	
17	コ	5 4	後藤(5)、小室(4)、小泉(4)、近藤(6)、小林(4)、小松(5)ほか	
	エ	1 0	江田、江畑(2)、江尻、遠藤(5)、江橋	
	テ	3	手賀、寺山、寺崎	
18	ア	6 2	赤須(3)、安東(2)、安達(3)、青柳(10)、秋山(2)、浅利(2)ほか	
19	サ	5 5	佐藤(12)、澤畑(4)、坂本(3)、斎藤(7)、佐川(6)、櫻田(3)ほか	
20	キ	3 2	岸(3)、木内(2)、木村(4)、吉川(4)、菊地(7)、菊池(5)ほか	
21	ユ	2	雪、湯野澤	
	ミ	2 1	三森、皆川(2)、水戸部、宮澤、宮本、湊、箕輪、宮崎(2)ほか	
22	シ	4 8	信太(3)、椎名(5)、清水(5)、鹽(3)、志賀(7)、桑(4)ほか	
23	ヒ	2 1	平野(2)、樋口(2)、平塚(4)、平井(2)、平元(3)、蛭田(2)ほか	
	モ	1 8	茂又(2)、持地、森田(5)、諸橋、諸岡、本宮、本橋、諸越ほか	
24	セ	2 7	瀬谷(6)、芹田、瀬尾(2)、清野、妹尾(4)、関(10)、関口(3)	
25	ス	5 4	須田(6)、鈴木(17)、須藤(6)、介川(2)、杉山(7)、菅生(3)ほか	

# 元禄期の系図

元禄九年（二六九六）、佐竹家の家譜の編纂を命じられた岡本元朝は、家臣に家蔵の古文書と系図を提出させるとともに、故地である常陸に大和田時胤と中村光得を派遣して古文書調査をさせた。この常陸行の記録が「金砂日記」であり、集められた系図・由緒書などを整理したのが「元禄家伝文書」とよばれる史料群である。

藩士への文書の提出命令は、元禄九年から十三年にかけて度々出され、収集された文書は岡本元朝自らが文書改奉行として吟味・整理し、藩から認められた文書は写し取られ、秋田史館から青印状が発給されて、原本は所蔵者に返却された。それらの写を所蔵者別に編纂したのが「秋田藩家蔵文書」である。

現在「元禄家伝文書」として整理されているのは二五〇六点であり、そのうち七割にあたる一七八二点が系図・由緒書である。残りの三割が、系図の事実を裏付けるための伝来文書や口上書などである。同時期の宝永五年（一七〇八）の分限帳での藩士は一七五六名であり、ほぼ全藩士が系図を提出していると考えられる。

元禄期に提出されたこれらの系図は、享保十二年（一七二七）五月に「諸士系図」としてまとめられた。同時に義光家譜から義處家譜までの「佐竹家譜」二三篇も編纂された。元禄以降の修史事業がここに完成したのである。しかし、享保に入ってから、岡本元朝のあとをうけて家老に就任した今宮義



諸士系図

透の藩政改革が進められており、文書所も改編縮小されることとなり、修史事業は頓挫した。

「諸士系図」は、一二七四名の藩士の系図を、イロハ順に並べて二五冊に編纂したものである。存在の確かな家祖から系図は始まり、入部以降に分かれた分流は嫡流とともに一つの系図に書かれ、印と〇印で区別されている。

偽系図を排除し藩士の嫡庶を詮議するため、文書の内容や真偽を厳しく検討した上で、改めて系図として再編してあるため、「秋田藩家蔵文書」と同様に史料としての信頼性は高い。

# 文化期の系図

万世一系といわれる天皇家の系図ですら、現実には一系ではない。長い月日の間に、代々分家し多数の家に分かれる家もあれば、絶家する家もある。

秋田藩では元禄から一〇〇年以上経って、各家の実態に合わせて、

再度系図を提出させた。その際、元禄では不統一であった系図の形態を、堅閉紙に横系図と統一し、分家・陪臣を含めすべての家に提出を命じた。

明和三年（一七六六）に始まる

文書提出命令は、久保田城本丸の

焼失などもあって、繰り返し出され、最終的には文化二年（一八〇五）の被仰渡によって、家中の系図の提出が行われた。

これらの系図群は、秋田図書館において、一六五九家分がアイウエオ順に整理され、郷土資料にまとめられた。このうち、文化提出分は一三二九家分である。

ただし、同じ名字の家はアトランダムに配列されているため、

## ●小貫氏系図一覧

小貫氏系図（A288.2-142~144）

（提出年月）

- ① 144-3 小貫氏系図（藤原姓小貫氏） 文化5.6月
- ② 142-6 藤原姓小貫氏 文化2
- ③ 142-1 藤原姓小貫氏 文化2
- ④ 144-1 藤原姓小貫氏 文化2.8月
- ⑤ 143-1 藤原姓小貫氏 文化2.8月
- ⑥ 142-4 二男家小貫氏系図（藤原姓小貫氏二男家）
- ⑦ 143-1 藤原姓小貫氏分流系図（藤原姓小貫氏順二男家系図） 文化2.8月
- ⑧ 143-6 三男家小貫氏系図（藤原姓小貫氏三男家） 文化2.8月
- ⑨ 143-4 藤原姓小貫氏 文化2.7月
- ⑩ 142-7 小貫分流系図（藤原姓小貫氏） 文化2
- ⑪ 142-5 藤原姓小貫氏 文化2
- ⑫ 142-8 藤原姓小貫氏支流系譜 文化2.8月

## ●系図史料一覧

〈系譜・家伝関係史料一覧（288分類）〉 計4,891点

史料群名	整理記号・番号	点数	主な史料
佐竹文庫 （宗家）	AS288-1~80	214	佐竹家譜ほか
	AS288.2-1~118	227	佐竹系図、改選諸家系譜ほか
	AS288.3-1~217	508	先祖に関する覚（石井氏～山下氏）
佐竹文庫 （西家）	AO288-1~74	114	小場氏由緒書、一字御書付ほか
	AO288.2-1~83	86	秋元氏系図～渡部氏系図
	AO288.3-1~6	7	森喜兵衛由緒之覚ほか
佐竹文庫 （北家）	AK288-1~45	45	石川氏由緒書～臼井孫兵衛由緒書
	AK288.3-1~3	3	高瀬氏口上書ほか
戸村文庫	AT288-1~2	2	御系譜並御法名記ほか
	AT288.2-1~2	2	高屋氏系図ほか
	AT288.3-1~9	12	柴田氏由緒ほか
東山文庫	AH288-1~55	55	佐竹御歴代表ほか
	AH288.2-1~51	60	宇都宮系図～鷺尾氏系図
	AH288.3-1~59	81	秋田家由緒概略
郷土資料	A288-1~26	23	御系図並御家譜ほか
	A288.2-1~3233	3237	文化提出系図、諸士系図、元禄家伝文書
	A288.3-3~86	215	吉成氏系図、石井氏関係文書ほか

分流関係を知るためには内容を確認する必要がある。例えば、小貫氏はA二八八・二一四二～一四四まで、一八家分が提出されているが、そのうちの二二家分はすべて分流関係にある。上図の通り、本家は一四四一三の家であり、最初に分かれた家が一四二一四の家であり、本家からさらに一四二一六、一四二一一、一四四一一、一四三一二の順で四家が分かれた。さらに、一四二一四からは、一四三一一、一四三一六が分かれ、後者から一四三二四、一四二一七、一四二一五がまた分かれ、最後に一四二一八が分かれ

た。これらが整理された順番は、おおむね通称の最初の文字の音読みのアイウエオ順に従っている。文化提出系図は、形態が同じであり、系図以外の情報として、生年・出仕年、仕官先、知行高、住所、家紋等がわかる。元禄や文化に提出された家中の系図や家蔵の文書類を体系的に再編纂し、項目ごとにまとめられたものが、秋田藩の歴史編纂物の最高峰ともいえるべき「国典類抄」である。さらに、その一五年後には、九代藩主義和の一代記である「御亀鑑」が編纂された。

## 明治期の系図

明治四年（一八七一）七月十四

日の廃藩置県で、旧秋田藩領に由利郡と鹿角郡を加え秋田県ができた（旧暦七月十四日を新暦に換算した八月二十九日が県の記念日）。

島義勇が初代県令に任命され、明治五年三月に県庁が開庁する。

ついで二代県令杉孫七郎のもと、壬申戸籍がつくられ、明治六年一月に徴兵令が布告される。

このような動きの中で、旧藩士は士族と卒（軽輩の武士）に位置づけられ、藩にかわって県が家禄を支給することとなった。県ではそのための台帳が必要となり、明治六年一月の布達第八号で、管内の士族・卒の姓名・禄高等を短冊状の美濃紙に記させ、戸長宛に提出させた。提出された短冊をイロハ順に二枚ずつ台紙に貼り付けて、町ごとに整理したものが「士族卒明細短冊」である。

系図と違い先祖までたどることはできないが、提出者の三代前まで氏名と役職が記されているため、文化提出の系図とつながる可能性がある。



士族卒明細短冊

がある。さらに、諸士系図まで遡ることができれば、江戸期から明治そして現代までの系譜がつながることになる。

また、この短冊により、秋田藩領以外の人も士族であれば系譜を確認できる。ただし、岩崎・亀田・本荘・矢島分は含まれているが、鹿角・仁賀保分や秋田町の第一号などは欠本となっている。

さらに、明細短冊提出と同時に卒については、その系譜を家ごとに提出させており、各町のさらに細かい住居地ごとにまとめたものが「卒家譜」である。明細短冊の欠本部分を補うことができる。

## 系図の調べ方

先祖を調べる方法には、次のような段階がある。

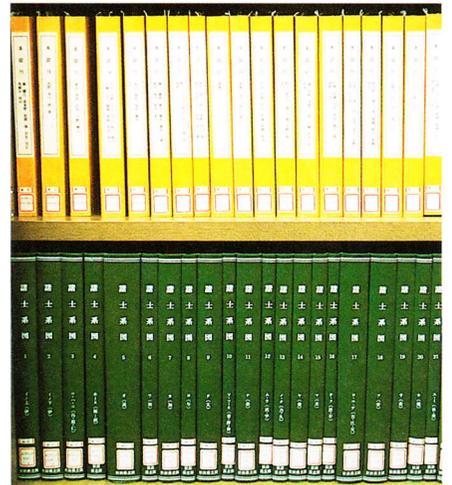
- 直系親族の戸籍謄本をとる
- 親族に問い合わせる
- 文献で基礎固めをする
- 同姓の人と情報交換する
- 菩提寺で過去帳等を調べる
- 氏神の由来記・奉納書を調査
- 親族所有の古文書を発掘する
- 名字に関する地方古文書調査
- の段階で公文書館へ来ることになる。

当館には、秋田藩士の系図類が大量に残されている。そのほとんどは複製本があり、閲覧室ですぐに手に取り、必要な部分の電子複写も可能である。何種類もあるので、目録で確認したり、不明な点は職員に尋ねてもらいたい。

ただし、当館の系図は秋田藩士のものであり、秋田藩領以外の由利郡・鹿角郡の他藩の藩士の分はない。さらに、引渡に属する上級武士や藩士以外の農民・町人の系図はない。

また、系図をたどる際の三大基

閲覧室・絵図棚



本史料である過去帳・宗門人別帳・分限帳のうち、分限帳は藩で作成するものであり、当館に数種類が保存されている。分限帳にはある年の姓名と石高のみしか記載されていないが、藩士すべてが載っているため、その時期の系図のない藩士の確認もでき、年代ごとにしたどることで、系図と同じように使うことも可能である。

いずれにしても、系図の場合は偽系図に注意し、記載内容も原史料で確認する必要がある。自家に系図がある場合は、それと当館の系図と比較して内容を確かめてみる。秋田藩士の家系であれば、系図と分限帳を併用し、そのルーツは比較的容易にたどることが出来ると思われる。

# 展示史料一覽

展示順

整理記号・番号	史料名	年号(西暦)
A290-114-1	日本六十余州国々切絵図 出羽国	
落1612	城之図 写	文化2 (1805) 写
AS288-8-4	義宣家譜 四	享保12 (1727)
AS317-7	権現様御判物	慶長7 (1602)
AS209-176-51	国典類抄 嘉部51	文化13 (1816)
県C-189	大館御城下絵図	宝永元 (1704)
県C-21	横手絵図	享保13 (1728)
県A-103-1	雜録	寛永4 (1627)
AH611-18	石高控	宝永5 (1708)
AH317-260	分限并有高	明治元 (1868)
AS288.3-20	赤須氏 御青印書	宝永4 (1707)
A288.3-50-14	御青印書	文化5 (1805)
AO288.2-1	佐竹惣系図	寛文5 (1665)
14-117	金砂日記	元禄10 (1697)
AS029-1	御文書并御書物帳目錄受取渡目錄	宝永6 (1709)
AS209-176-38	国典類抄 嘉部38	文化13 (1816)
AS288-1-1~48	佐竹家譜	享保12 (1727)
A280-69-1~61	秋田藩家藏文書	
A288.2-590-1~25	諸士系図	享保12 (1727)
県C-179	御国目付下向之節指出候御城下絵図	文政4 (1821)
A280-75	御当家引渡廻座略伝記	文政年間
県A-89	明和年中御書物再吟味之節扣	明和3 (1766)
A317-57-5	町触控 四	安永8 (1779)
AS280-3-14	被仰渡控帳	文化2 (1805)
A288.2-143~145	小貫氏系図	文化2 (1805) ~文化5 (1808)
公文書11038	管内布達留	明治6 (1873)
公文書11512~11537	士族卒明細短冊	明治6 (1873)
AH288.2-3-2	梅津氏統系	
A312-130-1~21	梅津政景日記	慶長17 (1612) ~寛永10 (1633)
AH288.2-25	新調洪江氏系譜 附荒川氏	文化3 (1806)
A289-319-1~98	洪江和光日記	文化11 (1814) ~天保10 (1839)

秋田県公文書館

〒010-0952 秋田市山王新町14-31 TEL018-866-8301